

吉野地域森林計画の 変更計画書（案）

（吉野森林計画区）

計画期間 自 令和 6 年 4 月 1 日
至 令和 16 年 3 月 31 日

令和 6 年 1 月 9 日	奈良県公告で公表
令和 7 年 1 月 10 日	奈良県公告で公表
令和 8 年 月 日	奈良県公告で公表

奈 良 県

目 次

I はじめに

- 1 森林計画制度の意義と仕組み-----<変更なし>
- 2 森林計画の概要-----<変更なし>
- 3 奈良県における森林環境の維持向上及び県産材の利用促進に関する施策-----<変更なし>

II 計画の大綱

- 1 森林計画区の概要-----<変更なし>
 - (1) 自然的背景-----<変更なし>
 - (2) 社会・経済的背景-----<変更なし>
 - (3) 森林・林業の概況-----<変更なし>
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価-----<変更なし>
 - (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積-----<変更なし>
 - (2) 間伐面積-----<変更なし>
 - (3) 人工造林・天然更新別面積-----<変更なし>
 - (4) 林道の開設及び拡張の数量-----<変更なし>
 - (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画-----<変更なし>
 - (6) 要整備森林の森林施業の区分別面積-----<変更なし>
- 3 計画樹立にあたっての基本的な考え方-----1
 - (1) 新たな森林環境管理制度の導入-----<変更なし>
 - (2) 目指すべき森林への誘導方針-----<変更なし>
 - (3) 新たな森林環境管理制度の推進体制-----1
 - (4) 森林環境の維持向上に関する取組-----1
 - (5) 県産材の利用の促進に関する取組-----1
 - (6) 担い手の養成・確保-----2
 - (7) 「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」及び関係法令の遵守-----<変更なし>
 - (8) 山地の保全と森林の総合的な機能の維持増進-----<変更なし>

III 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域-----3
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項-----<変更なし>
 - 1 奈良県における森林の4機能ごとの環境管理方針-----<変更なし>
 - 2 全国森林計画に即した森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項-----<変更なし>
 - (1) 森林の整備及び保全の目標-----<変更なし>
 - (2) 森林の整備及び保全の基本方針-----<変更なし>
 - (3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等-----<変更なし>
- 第3 森林の整備に関する事項-----<変更なし>

- 1 森林の立木竹の伐採及び更新に関する事項（間伐に関する事項を除く）＜変更なし＞
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針-----＜変更なし＞
 - (2) 立木の標準伐期齢等に関する指針-----＜変更なし＞
 - (3) その他必要な事項-----＜変更なし＞
 - 2 造林に関する事項-----＜変更なし＞
 - (1) 人工造林に関する指針-----＜変更なし＞
 - (2) 天然更新に関する指針-----＜変更なし＞
 - (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針-----＜変更なし＞
 - 3 間伐及び保育に関する基本的事項-----＜変更なし＞
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針-＜変更なし＞
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針-----＜変更なし＞
 - (3) その他必要な事項-----＜変更なし＞
 - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項-----＜変更なし＞
 - (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における
森林施業の方法に関する指針-----＜変更なし＞
 - (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき
森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針＜変更なし＞
 - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項-----＜変更なし＞
 - (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方-----＜変更なし＞
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び
作業システムの基本的な考え方-----＜変更なし＞
 - (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
(路網整備等推進区域)の基本的な考え方-----＜変更なし＞
 - (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方-----＜変更なし＞
 - (5) 路網の維持管理についての基本的な考え方-----＜変更なし＞
 - (6) 林産物の搬出方法等-----＜変更なし＞
 - 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、
森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項-----＜変更なし＞
 - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林経営管理法
(平成 30 年法律第 35 号)の規定に基づく森林経営管理制度の活用
の促進並びに森林施業の共同化に関する方針-----＜変更なし＞
 - (2) 森林環境管理・森林作業に従事する者の養成及び確保に関する方針---＜変更なし＞
 - (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針---＜変更なし＞
 - (4) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針-----＜変更なし＞
 - (5) その他必要な事項-----＜変更なし＞
- 第 4 森林の保全に関する事項-----3
- 1 森林の土地の保全に関する事項-----＜変更なし＞
 - (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項-----＜変更なし＞
 - (2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に
特に留意すべき森林の地区-----＜変更なし＞

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要がある森林及びその搬出方法-----	＜変更なし＞
2 保安施設に関する事項-----	＜変更なし＞
(1) 保安林の整備に関する方針-----	＜変更なし＞
(2) 治山事業の実施に関する方針-----	＜変更なし＞
(3) 特定保安林の整備に関する事項-----	＜変更なし＞
(4) その他必要な事項-----	＜変更なし＞
3 鳥獣害の防止に関する事項-----	＜変更なし＞
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における 鳥獣害の防止の方法に関する方針-----	＜変更なし＞
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項-----	3
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針-----	＜変更なし＞
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）-----	3
(3) 林野火災の予防の方針-----	＜変更なし＞
(4) その他必要な事項-----	＜変更なし＞
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項-----	＜変更なし＞
1 保健機能森林の区域の基準-----	＜変更なし＞
2 その他保健機能森林の整備に関する事項-----	＜変更なし＞
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針-----	＜変更なし＞
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針-----	＜変更なし＞
(3) その他必要な事項-----	＜変更なし＞
第6 計画量等-----	5
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積-----	＜変更なし＞
2 間伐面積-----	＜変更なし＞
3 人工造林及び天然更新別の造林面積-----	＜変更なし＞
4 林道の開設又は拡張に関する計画-----	5
(1) 開設-----	＜変更なし＞
(2) 拡張（改良）-----	5
(3) 拡張（舗装）-----	＜変更なし＞
5 保安林整備及び治山事業に関する計画-----	8
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等-----	8
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等-----	＜変更なし＞
(3) 実施すべき治山事業の数量-----	9
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について 実施すべき森林施業の方法及び時期-----	＜変更なし＞
第7 その他必要な事項-----	＜変更なし＞
1 保安林その他法令により施業について制限を 受けている森林の施業方法-----	＜変更なし＞

別表1 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に

特に留意すべき森林の地区-----<変更なし>

天然更新完了基準-----<変更なし>

この地域森林計画の変更計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、吉野地域森林計画の一部を変更するものである。

なお、この変更計画は、令和8年4月1日から適用する。

II 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(3) 新たな森林環境管理制度の推進体制

令和3年4月に開校した「奈良県フォレスターアカデミー」において、森林環境管理士、森林環境管理作業士を計画的に養成します。

また、目指すべき森林への誘導、森林環境の維持向上に関する技術及び知識の普及指導等を担う専門職員として、奈良県フォレスターを引き続き市町村に配置するとともに、奈良県フォレスターがこれまで以上に能力を発揮できる環境づくりを進めます。

さらに、森林技術センターの研究成果をフォレスターアカデミーのカリキュラムに反映するとともに、奈良県フォレスターの活動によって明らかになった課題を研究テーマとして取り上げるなど、各主体の連携を強化します。

(4) 森林環境の維持向上に関する取組

施業放置林の解消に向けて整備が進み、森林の4機能を高度に発揮している森林が広がっている姿を目指して以下の施策を推進します。

ア 災害に強い森林づくり（防災）

- ① 森林施業の促進
- ② 森林法の適正な運用
- ③ 山地災害予防・復旧

イ 持続的に森林資源を供給する森林づくり（森林資源生産）

- ① 計画作成の促進
- ② 生産基盤の強化
- ③ 木材搬出の促進

ウ 生物多様性が保全される森林づくり（生物多様性保全）

- ① 生息・生育環境としての森林の保全
- ② 野生動植物の適正な保護管理

エ レクリエーション機能の強化（レクリエーション）

- ① レクリエーションの場づくり
- ② イベント等の活用によるレクリエーションの機会づくり

(5) 県産材の利用の促進に関する取組

県産材の生産・利用拡大に合わせ、林業・木材産業が持続可能な産業として発展している姿を目指して以下の施策を推進します。

ア 県産材のブランド戦略の推進

- ① 県産材のブランド力の強化・発信
- ② 国内外への販路開拓支援

イ 県産材の需要拡大

- ① 公共建築物・公共工事への県産材利用の推進

- ② 民間における県産材利用の促進
- ③ 木質バイオマス利用の促進
- ④ 県産材の需要拡大を担う人材の育成

ウ 県産材の加工・流通の促進

- ① 木材加工の効率化
- ③ 木材流通の合理化

(6) 担い手の養成・確保

森林作業員の減少と高齢化の進行は、適切な森林環境管理や林業の振興を図っていく上で深刻な影響を及ぼすことになります。

そのため、奈良県森林組合連合会や奈良県林業労働力確保支援センターと連携するとともに、林業に特化して就業あっせんを行う「奈良県森林・林業無料職業紹介所」を設置・運営し、新規就業者の育成・確保を促進します。また奈良県フォレスターアカデミーでの人材養成の他、「緑の雇用」現場技能者育成対策事業や林業就業支援講習会などを通して、新規の従事者を確保・育成するとともに、効率的かつ安定的な林業経営を行う「地域の中核的な林業事業体」を育成し、雇用条件や労働安全衛生水準の向上といった雇用管理の改善を促進することにより、林業従事者が安心して就業し、働ける環境の整備に取り組めます。

一方、建築物への木材利用の機運が高まる中、建築物の木造・木質化に関する専門的なスキルを備えた技術者が少ないことから、木造建築物等の設計や施工を行う技術者のスキルアップを図り、公共建築物や非住宅分野の施設整備に対して、木造・木質化を提案できる人材の育成を図ります。

Ⅲ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		対象森林面積	備 考
総 数		77, 122	
市町村別内訳	五 條 市	20, 442	(多用途転用等により 4ha 減)
	吉 野 町	7, 872	(多用途転用等により 1ha 減)
	大 淀 町	1, 823	
	下 市 町	4, 877	
	黒 滝 村	4, 610	
	川 上 村	24, 898	
	東 吉 野 村	12, 602	

注 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とします。

注 2 本計画の対象森林は、森林法（昭和 26 年法律第 259 号）第 10 条の 2 第 1 項に基づく林地の開発行為の許可制、第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出、同第 10 条の 8 第 1 項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出及び同第 10 条の 8 第 2 項に基づく伐採に係る森林の状況報告及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告の対象となります。

注 3 森林計画図の縦覧場所は奈良県庁及び当該市町村を所管する農林振興事務所となります。

注 4 計画の対象とする森林面積の総数と内訳が一致しないのは四捨五入によるものです。

第 4 森林の保全に関する事項

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外における対象鳥獣による森林被害について、地域の森林資源の構成、被害の動向を踏まえ、必要に応じて鳥獣害防止対策を推進します。

特に、当森林計画区においては、ニホンジカ以外の野生鳥獣による主な林業被害として、カモシカによる造林木の主軸先端や枝葉を食害する被害が見られます。

カモシカは、1934年（昭和9年）に国の天然記念物に指定され、1955年（昭和30年）には特別天然記念物に指定されています。

カモシカとニホンジカの枝葉の摂食被害は、ほとんど区別できませんが、植栽直後から樹高が150cm程度になるまでは植栽木の主軸先端や枝葉を食害するため、造林木が盆栽状になったり、主軸が食害されることで二股になったり、樹木が曲がるなどの被害があります。

カモシカは、特別天然記念物に指定されているため捕獲・捕殺することはできませんが、被害の防除方法は、ニホンジカに準ずることになります。

また、ツキノワグマについては、当森林計画区の一部の市町村において、「ツキノワグマ保護管理重点地域」が設定されています。地元住民の安全対策を講じ、生活基盤としての農林業に対する被害を最小限に抑えていく方策が求められており、奈良県は第二種特定鳥獣管理計画として令和7年10月に「奈良県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、ツキノワグマの適切な保護管理にかかる施策を推進します。また、森林や林産物被害を防止するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ被害の実態把握に努め、確実性の高い被害防止方

法について可能な限り積極的に取り入れ、総合的かつ効果的な防除活動を推進します。

なお、被害対策の実施にあたっては、関係行政機関、地域住民、森林所有者、森林組合等の林業事業体、猟友会等関係団体の協力体制を構築することとします。

第6 計画量等

4 林道の開設又は拡張に関する計画

(2) 拡張(改良)

単位 延長：m 面積：ha

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改 良)	林道	五 條 市	永 谷 天 辻	50	62			
〃	〃	〃	〃	川 股 天 辻	800	(2,609) 1,150			天川村と連絡
〃	〃	〃	〃	乗 鞍	300	146			
〃	〃	〃	〃	持 打 谷	900	140	○		
〃	〃	〃	〃	ウ ツ ギ 谷	400	136	○		
〃	〃	〃	〃	勢 井	400	59	○		
〃	〃	〃	〃	殿 野 坪 内	500	(2,824) 1,322			天川村と連絡
〃	〃	〃	〃	惣 谷	700	151			
〃	〃	〃	〃	高 野 辻 阪 本	900	350	○		
〃	〃	〃	〃	三 ノ 又	500	482			
〃	〃	〃	〃	殿 野 篠 原	500	216	○		
〃	〃	〃	〃	簾	500	213	○		
〃	〃	〃	〃	篠 原	800	2,695	○		
〃	〃	〃	〃	損 保 谷	300	92			
	計			14 路 線	7,550				
拡張	自動車道 (改 良)	林道	吉 野 町	吉 野 大 峯	500	(1,594) 104			黒滝村、川上村 天川村と連絡
〃	〃	〃	〃	牛 頭	150	49			
〃	〃	〃	〃	峠 ノ 谷	500	57			
〃	〃	〃	〃	南 谷	2,000	59			
	計			4 路 線	3,150				
拡張	自動車道 (改 良)	林道	黒 滝 村	吉 野 大 峯	500	(1,594) 739	○		黒滝村、川上村 天川村と連絡
〃	〃	〃	〃	吉 野 横 尾	500	55			
	計			2 路 線	1,000				
拡張	自動車道 (改 良)	林道	川 上 村	吉 野 大 峯	2,000	(1,594) 583	○		黒滝村、川上村 天川村と連絡

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改 良)	林道	川 上 村	高 原 洞 川	2,000	1,255	○		
〃	〃	〃	〃	武 木 小 川	500	524			東吉野村と 連絡
〃	〃	〃	〃	中 奥	1,500	2,750			
〃	〃	〃	〃	瀬 戸	500	379			
〃	〃	〃	〃	井 光	200	794			
〃	〃	〃	〃	大 鯛	300	360			
〃	〃	〃	〃	井 戸	200	171			
〃	〃	〃	〃	東 川	200	677	○		
〃	〃	〃	〃	伯 母 谷	100	53			
〃	〃	〃	〃	三 之 公	100	1,866			
〃	〃	〃	〃	黒 石 谷	200	1,052			
〃	〃	〃	〃	下 多 古	200	724			
〃	〃	〃	〃	白 屋	100	211			
〃	〃	〃	〃	白 倉 又	300	971			
〃	〃	〃	〃	ゴ ウ シ ギ	300	163			
〃	〃	〃	〃	人 知	100	90			
〃	〃	〃	〃	不 郡	200	48			
〃	〃	〃	〃	文 田	100	97			
〃	〃	〃	〃	粉 尾	100	314			
〃	〃	〃	〃	清 水 谷	200	308	○		
〃	〃	〃	〃	神 之 谷	100	723			
〃	〃	〃	〃	北 股	300	4,976	○		国有林林道 と連絡
〃	〃	〃	〃	上 谷	100	373			
〃	〃	〃	〃	伯 母 谷 川	100	268			
〃	〃	〃	〃	柏 木	100	47			

開設 拡張 別	種類	(区分)	位置 (市町村)	路 線 名	延 長 及 び 箇所数	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	対図番号	備考
拡張	自動車道 (改 良)	林道	川 上 村	清 水 谷 支	100	117			
〃	〃	〃	〃	北 和 田	100	66			
〃	〃	〃	〃	焼 山	100	155			
	計			29 路 線	10,400				
拡張	自動車道 (改 良)	林道	東 吉 野 村	杉 谷	1,000	310			
〃	〃	〃	〃	鳥 見 霊 時	1,800	135			
〃	〃	〃	〃	三 尾 足 摺	100	226			
〃	〃	〃	〃	伊 豆 尾	1,500	355			
〃	〃	〃	〃	下 出	1,200	122			
〃	〃	〃	〃	萩 原	800	58			
〃	〃	〃	〃	野 見 1 号	1,000	114			
〃	〃	〃	〃	ワ ク サ シ	900	87			
〃	〃	〃	〃	平 野 ス ガ 原	1,000	145			
	計			9 路 線	9,300				
改 良 合 計				58 路 線	31,400				

注 () は、他の市町村を含めた利用区域

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林種類	面 積	前半5ヵ年の計画面積	備考
総数（実面積）	12,159	10,176	
水源涵養のための保安林	10,371	8,512	
災害防備のための保安林	1,741	1,617	
保健、風致の保存等のための保安林	53	53	

注1 水源涵養のための保安林は、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注2 災害防備のための保安林は、森林法第25条第1項第2号～第7号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。

注3 保健、風致の保存等のための保安林は、森林法第25条第1項第8号～11号の目的を達成するために指定する保安林をいう。

注4 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定解除	種類	森林の所在	面 積	前半5ヵ年の計画面積	指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村				
指定	水源涵養のための保安林	総数	3,717	1,858	水源かん養のため	
		五條市	1,041	520		
		吉野町	331	165		
		下市町	6	3		
		黒滝村	70	35		
		川上村	1,944	972		
		東吉野村	325	163		
	災害防備のための保安林	総数	255	128	災害防備のため	
		五條市	37	18		
		吉野町	46	23		
		大淀町	5	2		
		下市町	31	16		
		黒滝村	17	9		
		川上村	78	39		
		東吉野村	41	21		
解除	水源涵養のための保安林	総数	6	0	指定理由の消滅	
		五條市	1	0		
		吉野町	1	0		
		下市町	1	0		
		黒滝村	1	0		
		川上村	1	0		
		東吉野村	1	0		
	災害防備のための保安林	総数	8	8		
		五條市	1	1		
		吉野町	1	1		
		大淀町	1	1		
		下市町	1	1		
		黒滝村	2	2		
		川上村	1	1		
		東吉野村	1	1		

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位 面積：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水源涵養のための保安林	—	171	3,793	4,670	3,313
災害防備のための保安林	59	—	20	328	209
保健、風致の保存等のための保安林	—	—	—	8	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在 市町村	治山事業施行地区数		主な工種	備考
		前半5ヵ年の計画地区数		
総数	37	24		「溪」は溪間工、「山」は山腹工、「地」は地下水排水工、「本」は本数調整伐。
五條市	6	4	溪・山	
吉野町	9	5	溪・山・本	
大淀町	7	5	山	
下市町	4	3	山	
黒滝村	4	2	溪・山	
川上村	4	2	溪・山	
東吉野村	3	3	溪・山	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当無し